

## 令和4年度京都大学一般選抜学生募集要項の変更について

下記のとおり令和4年度京都大学一般選抜学生募集要項の変更がありますので、お知らせします。（赤字が変更箇所）

### 令和4年度京都大学一般選抜学生募集要項 34ページ

#### ◎受験できない者

・次の①～⑤のいずれかに該当する者は、出願した学部の教務担当（90ページ参照）にまず電話連絡した上で、受験を取り止め、追試験の受験を申請してください（53ページ参照）。

- ①試験当日、37.5度以上の熱がある者
- ②試験当日、咳の症状がある者
- ③新型コロナウイルス感染症に罹患し、試験日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の者
- ④保健所から新型コロナウイルス感染症患者との濃厚接触者として健康観察や外出自粛を要請されている者

※濃厚接触者の特定を行わないこととした自治体の受験者は、保健所から濃厚接触者として特定されていない場合は、通常どおり受験することが可能です。

- ⑤海外から日本に入国後、防疫対策として要請される事項に基づき、待機期間中の者

ただし、④に該当する者のうち、無症状の者については、以下のi)～iii)の要件を全て満たしている場合は、別室での受験を認めます。受験を希望する場合は、令和4年2月24日(木)の午前10時までに、出願した学部の教務担当に電話連絡してください。

- i) 初期スクリーニング（自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するPCR等の検査（行政検査））の結果、陰性であること  
※保健所業務の逼迫により、濃厚接触者の認定後、行政検査を実施することができない自治体の受験者は、抗原定性検査キットを入手できる場合は、陰性であることを確認すること。なお、当該キットを入手できない場合は、発熱・咳等の症状がないことを十分に確認すること。

- ii) 受験当日も無症状であること

- iii) 公共の交通機関（電車、バス、航空機（国内線）、旅客船等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと

（参考）文部科学省ホームページ

無症状の濃厚接触者の受験者のうちタクシー、ハイヤー、海上タクシーでの移動を希望する皆様へ

[https://www.mext.go.jp/nyushi/mext\\_01741.html](https://www.mext.go.jp/nyushi/mext_01741.html)

### 同要項 70ページ

#### ◎受験できない者

・次の①～⑤のいずれかに該当する者は、法学部の教務担当（90ページ参照）にまず電話連絡した上で、受験を取り止め、追試験の受験を申請してください（77ページ参照）。

- ①試験当日、37.5度以上の熱がある者
- ②試験当日、咳の症状がある者
- ③新型コロナウイルス感染症に罹患し、試験日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の者
- ④保健所から新型コロナウイルス感染症患者との濃厚接触者として健康観察や外出自粛を要請されている者

※濃厚接触者の特定を行わないこととした自治体の受験者は、保健所から濃厚接触者として特定されていない場合は、通常どおり受験することが可能です。

- ⑤海外から日本に入国後、防疫対策として要請される事項に基づき、待機期間中の者

ただし、④に該当する者のうち、無症状の者については、以下の i) ~ iii) の要件を全て満たしている場合は、別室での受験を認めます。受験を希望する場合は、令和4年3月11日（金）の午前10時までに、法学部の教務担当に電話連絡してください。

- i) 初期スクリーニング（自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するPCR等の検査（行政検査））の結果、陰性であること

※保健所業務の逼迫により、濃厚接触者の認定後、行政検査を実施することができない自治体の受験者は、抗原定性検査キットを入手できる場合は、陰性であることを確認すること。なお、当該キットを入手できない場合は、発熱・咳等の症状がないことを十分に確認すること。

- ii) 受験当日も無症状であること

- iii) 公共の交通機関（電車、バス、航空機（国内線）、旅客船等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと

（参考）文部科学省ホームページ

無症状の濃厚接触者の受験者のうちタクシー、ハイヤー、海上タクシーでの移動を希望する皆様へ

[https://www.mext.go.jp/nyushi/mext\\_01741.html](https://www.mext.go.jp/nyushi/mext_01741.html)